第２節　手数料

手数料については、姫路市消防事務手数料徴収条例（平成12年３月29日条例第14号）によるほか、次によること。

なお、姫路市消防事務手数料徴収条例別表の区分欄に記載されている倍数は、設置許可申請時の場合を除き、申請時における倍数（直近の許可時における倍数（その後、法11条の４第１項の規定に基づく届出がされた場合で、変更予定期日が到来しているものについては、変更後の倍数））とする。ただし、当該申請により倍数変更する場合は、当該申請の倍数とする。

また、手数料は申請時に決定するため、原則申請後に差額の徴収等が発生することはないが、下記１⑴、２⑶及び４⑶等、当該申請内容に手数料の差額が発生する内容を含めようとするものについては、差額を徴収するものとする。

１　許可申請手数料（S.39.3.2 自消丙予発第15号通知参考）

設置許可又は変更許可申請の提出後であって、許可前に指定数量の倍数変更をする場合（技術上の基準が変更となることに伴い、当該申請内容を変更し、当該申請において当該変更箇所の審査を受けようとする場合に限る。）

⑴　変更後の倍数にかかる手数料が、申請時に徴収した手数料より高額となる場合は、変更後の倍数に係る手数料との差額が必要であること。

⑵　変更後の倍数にかかる手数料が、申請時に徴収した手数料より低額となる場合は、すでに申請に関する審査、手続き等の役務の提供が開始されているので、変更後の倍数に係る手数料との差額は返還しないものであること。

⑶　技術上の基準に変更を生じない場合、又は技術上の基準に変更があっても当該申請において当該変更箇所の審査を受けようとしない場合は、当該申請について、手数料の変更は生じない。

２　完成検査申請手数料

設置又は変更の完成検査申請をする場合（S.48.8.2 消防予第122号通知参考）

⑴　設置の完成検査前に変更許可を受け、当該設置又は設置及び変更の完成検査申請をするときは、設置の完成検査申請手数料となるものであること。

⑵　設置又は変更の許可を受けた後に、倍数を変更して完成検査申請をするときは、変更後の倍数をもとにした完成検査申請手数料となるものであること。

⑶　設置又は変更の許可を受け、工事が完成する見込みで完成検査申請を行った後に、当該完成検査前に完成検査申請の手数料区分が変更となるような倍数変更を伴う変更許可が行われた場合で、後に許可された変更許可に対する検査も当該完成検査申請に含めて同時に検査を受ける場合は、以下のとおりとする。

ア　変更後の倍数にかかる手数料が、申請時に徴収した手数料より高額となる場合は、当該手数料との差額を必要とする。なお、設置許可と変更許可の同時検査につ

いては、設置許可の変更後の倍数に係る手数料が、申請時に徴収した手数料より高額となる場合は、当該手数料との差額を必要とする。

イ　変更後の倍数にかかる手数料が、申請時に徴収した手数料より低額となる場合は、その差額は返還しないものとする。なお、設置許可と変更許可の同時検査についても同様に取り扱う。

3　特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所の変更許可申請手数料

次の各号に掲げる特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所に係る変更許可の申請手数料については、特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所とみなした手数料となるものであること。

⑴　特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあっては、タンク本体並びに基礎及び地盤の変更以外の変更の場合

※　特定屋外タンク貯蔵所のタンク本体又は基礎若しくは地盤の変更とは、タンク本体にあっては、危則第20条の７又は第20条の８に定める溶接部に関する試験、基礎にあっては危則第20条の２第２項第４号又は第６号に定める基礎に関する試験、地盤にあっては危則第20条の２第２項第２号に定める地盤に関する試験に係る変更の工事が行われる場合が対象となるものであること。（S.52.3.30 消防危第56号通知）

なお、当該溶接部に関する試験の対象となる変更は、資料編「屋外タンク貯蔵所等の溶接部検査・水張検査等一覧表」によること。

また、危告示第４条の21の３に規定する特定屋外タンク貯蔵所については、危告示第４条の21の４及び危告示第４条の22第１号の規定に対する変更工事が（H.17.3.31 消防危第67号通知）、危告示第４条の23の３に規定する特定屋外タンク貯蔵所については、危告示第４条の23の２、危告示第４条の23の４及び危告示第４条の23の５の規定に対する変更工事が（H.24.3.28 消防危第88号通知）、タンク本体の変更に該当する。

当該変更工事とは、同一物の取替え等をいうものではなく、改造等により、新たに基準に適合するかどうかの審査の必要があるものをいう。

基礎及び地盤の変更は、第１章第３節７⑴による。

※　準特定屋外タンク貯蔵所のタンク本体並びに基礎及び地盤の変更とは、タンク本体については、側板最下段の全周取替、基礎及び地盤については、液状化のおそれのある地盤に外傍ＲＣリング基礎を設置する等、当該変更に際して設置時と同様の応力等の検討を要する変更をいう。（H.11.6.15 消防危第58号通知）

⑵　旧基準の１万kL以上の特定屋外タンク貯蔵所にあっては、平成21年12月31日（その日前に新基準に適合することとなった場合にあっては、当該適合することとなった日、平成21年12月31日時点で休止中のものにあっては、貯蔵・取扱いを再開する日の

前日）までに行われた変更許可申請（新基準に適合させるためのものを除く。）の場合

⑶　旧基準の千kL以上１万kL未満の特定屋外タンク貯蔵所にあっては、平成25年12月31日（その日前に新基準に適合することとなった場合にあっては、当該適合することとなった日、平成25年12月31日時点で休止中のものにあっては、貯蔵・取扱いを再開する日の前日）までに行われた変更許可申請（新基準に適合させるためのものを除く。）の場合

⑷　旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所にあっては、平成29年３月31日（その日前に新基準に適合することとなった場合にあっては、当該適合することとなった日、平成29年３月31日時点で休止中のものにあっては、貯蔵・取扱いを再開する日の前日）までに行われた変更許可申請（新基準に適合させるためのものを除く。）の場合

注１：旧基準の特定屋外タンク貯蔵所とは、既設の特定屋外タンク貯蔵所のうち、昭和52年２月15日、現にその構造及び設備が危令第11条第１項第３号の２及び第４号の基準に適合していなかったもので、平成７年１月１日、現にその構造及び設備が新基準に適合しないものをいう。

注２：旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所とは、平成11年４月１日、現に設置許可を受け、又は設置許可申請がされている準特定屋外タンク貯蔵所で、その構造及び設備が新基準に定める基準に適合しないものをいう。

注３：新基準とは、特定屋外タンク貯蔵所にあっては、改正後の昭和52年２月１日政令第10号附則第３項各号に掲げる基準をいい、準特定屋外タンク貯蔵所にあっては、危令第11条第１項第３号の３及び第４号の基準をいう。

４　完成検査前検査申請手数料

完成検査前検査申請をする場合

⑴　溶接部検査手数料は、特定屋外タンク貯蔵所でタンク本体の変更に係る工事について必要となるものであること。

⑵　基礎・地盤検査手数料は，特定屋外タンク貯蔵所で、基礎・地盤の変更に係る工事について必要となるものであること。

⑶　申請時からの内容変更により検査手数料が増額する場合は差額を徴収するが、手数料が減額する場合は差額を返還しない。

５　移送取扱所に係る申請手数料

移送取扱所の許可申請及び完成検査申請をする場合

⑴　許可申請及び完成検査申請の手数料は、配管の延長、最大常用圧力を基準として算定すること。

⑵　配管が２条以上ある場合は，配管の長さの合計ではなく、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち、最大のものを算定すること。

6　地下タンク構造及び設置年月日の照合願いに係る手数料

当該照合願いがあった場合は、姫路市消防事務手数料徴収条例第２条第３項に基づき、手数料を徴収すること。

なお、当該事務手続きは、「「災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費」等、資源エネルギー庁の補助事業に関する経済産業省からの協力依頼について」（R.4.3.14 消防危第 47 号通知）に基づき行うこと。

7　自動車保管場所確認願いに係る手数料

当該照合願いがあった場合は、姫路市消防事務手数料徴収条例第２条第２項第３号に基づき、手数料を徴収すること。

なお、当該事務手続きは、姫路市危険物事務処理規程（昭和 55 年３月１日消防局訓令甲第３号）第 32 条に基づき行うこと。